

神奈川県農業フロンティア株式会社 厚木農園併設
市民農園「竹林の憩い」のご利用案内

この市民農園は、農業に携わっていない方が野菜等の栽培を通して、自然にふれ合う喜びと、自産自消の楽しみを味わっていただくことを目的にしています。

また、厚木農園ではイチゴ狩りやブルーベリーの摘み取りも楽しめ、附属の農産物管理事務所には、給湯・シャワー設備ならびに障がい者向けのトイレも設置し、来園者皆様の懇談スペースも確保しています。

【利用形態】

この農園は、ご利用者自身の栽培計画で、作付け、管理、収穫を行っていただきますが、初心者の方は、アドバイザーからの指導を受けられます。

農園側で用意する農具は、自由にご利用できますが、お気に入りの用具の持ち込みも構いません。また、苗・種子・肥料等は、ご自身でご希望のものをご用意ください。

【利用期間】

利用期間は申込から2年以内で、終了後さらに利用希望される場合は、再度申込みしてください。

【利用区画】

1区画あたりの基本的な広さは42㎡(6m×7m)で、複数区画の利用もできます。

【利用者の範囲】

利用承認された区画の耕作は、利用申込者本人とその家族ができます。

【利用料金と納入】

1) 利用料金：1区画を基準とし、金額は次のとおりです。

例：1区画42㎡の場合 年額15,000円

2) 納入方法：農園指定の金融機関口座への振込みとし、契約時に利用期間分の全額を納入してください。

*前納された方が退園される場合、農園が相当な理由があると認めたときは、退園日を含む月の翌月からの最終月までの利用料金を返金します。

【利用申込と利用承認】

利用希望される場合は、別紙記載の留意事項を確認のうえ「利用申込書」によりお申し込みください。利用希望者が募集区画数を超えた場合は、抽選により決定し、決定された方には、契約書等の書類をお送りします。

ご利用にあたっての留意事項

【利用時間】

1日の利用時間は日の出から日没までとしますが、早朝の農機使用による騒音は近隣への迷惑となりますので控えてください。

【農機の利用】

耕運機等の借用または持ち込みを希望される場合は、事前にご相談ください。

【栽培作物と収穫物の取り扱い】

栽培できる作物は、野菜・花等の草本性植物とし、樹木栽培やビニールハウス等の設置はできません。ただし、野菜用で基礎工事の伴わない支柱（杭）の設置は支障ありません。また、市民農園の性格上販売目的の栽培はできません。収穫した作物は、利用者が持ち帰ってください。

【利用区画と周辺通路の管理】

利用区画や周辺通路の除草に除草剤の使用は厳禁とします。また、利用区画の整理整頓に心がけ隣接区画に迷惑が及ばないようにし、野菜残滓は指定位置片付け、入園により発生した資材袋等のごみは必ず利用者が持ち帰ってください。

【自家用車両による通園】

自家用車両で来園される場合は、厚木農園の駐車場をご利用ください。農園に沿った公道への駐車は、他の通行車両や近隣住民に迷惑が掛かりますので控えてください。

【利用制限・利用承認の取り消し】

利用区画の管理が不十分であったり、他の利用者や近隣住民に迷惑となるような行為があった場合には、利用に制限を加えることもあります。また、その程度がはなはだしい場合には、利用承認を取り消すこともあります。この場合、前納利用料の返還はしません。

【健康管理】

近年では、夏季の高温日が続いています。高温日の日中利用は極力控え、ご自身の健康管理には十分気をつけてください。

【その他】

利用者相互の情報交換に努め、お互い楽しい農園作業ができるようご協力をお願いします。また、農園内での、ケガ・事故・盗難等に対する責任は、当農園に責めがある場合を除き責任を負いかねますので自己管理の徹底をお願いいたします。